

長崎県警察署協議会条例

平成 13 年 3 月 23 日

長崎県条例第 33 号

長崎県警察署協議会条例をここに公布する。

長崎県警察署協議会条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、警察法(昭和 29 年法律第 162 号)第 53 条の 2 第 4 項の規定に基づき、警察署協議会の設置、その委員の定数、任期その他警察署協議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置及び名称)

第 2 条 警察署に、警察署協議会を置く。

2 警察署協議会の名称は、その置かれた警察署の名称に冠された字句を冠する。

(委員の定数、任期及び解嘱)

第 3 条 各警察署協議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、10 人以内において長崎県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が定める。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、2 回に限り再任されることができる。

4 公安委員会は、委員たるにふさわしくない非行があったことその他特別の理由がある場合は、任期中であっても、委員を解嘱することができる。

(会長)

第 4 条 警察署協議会に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、会務を総理し、警察署協議会を代表する。

4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(庶務)

第 5 条 警察署協議会の庶務は、その置かれた警察署において処理する。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、警察署協議会の運営に関し必要な事項は、公安委員会が定める。

附 則

この条例は、警察法の一部を改正する法律(平成 12 年法律第 139 号)附則第 1 項第 3 号に定める規定の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成 13 年 6 月 1 日)